

職 業 能 力 開 発 局 関 係

職業能力開発分科会における審議状況について (平成 25 年 5 月 29 日以降)

【開催状況】第 70 回職業能力開発分科会を平成 25 年 8 月 1 日に開催

1 雇用保険制度（労働移動・学び直しの支援措置）の検討【別添 1】

- 今年 6 月 14 日に閣議決定された日本再興戦略で、「行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換」等のため、「社会人の学び直しを促進するために雇用保険制度を見直す」こと、具体的には、「労働政策審議会で検討を行い、次期通常国会への改正法案の提出を目指す」こととされた。
- 同日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」や 5 月 19 日に取りまとめられた若者・女性活躍推進フォーラム提言でも、社会人の学び直しについて盛り込まれた。
- これらを受け、学び直しの支援を通じて、社会人のキャリアアップやキャリアチェンジを促進するための雇用保険制度の見直しについて、職業安定分科会雇用保険部会(5 月 23 日より検討開始)の検討と併せ、特に職業能力開発分科会においては、訓練に関わる部分を中心に検討を始めた。

2 求職者支援制度の見直し【別添 2】

- 求職者支援制度については、平成 23 年 10 月の制度施行から 1 年半以上を経過し一定の実績が蓄積されてきたことや、求職者支援法附則の施行後 3 年を目途とした制度見直しの検討規定を踏まえ、雇用保険制度の見直しと併せて、見直しの検討を行うこととしている。
- 具体的には、職業安定分科会雇用保険部会(7 月 30 日)における検討と併せ、特に職業能力開発分科会では、訓練に関わる部分を中心に検討を始めた。

3 ポリテクセンター・ポリテクカレッジの都道府県への譲渡の状況

- 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律の規定に基づく、都道府県へのポリテクセンター・ポリテクカレッジの譲渡について、都道府県の意向等について報告を行った。
- この点について労使各側委員から、①ポリテクセンター・ポリテクカレッジが果たしている離職者等に対する職業訓練の役割を評価するとともに、②都道府県への移管は困難であり、引き続き国・高障求機構で運営することを求める意見があった。

4 2012 年度の実績評価・2013 年度の年度目標【別添 3-1、3-2】

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)(抄)

一. 日本産業再興プラン～ヒト、モノ、カネを活性化する～

2. 雇用制度改革・人材力の強化

①行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換（失業なき労働移動の実現）

○若者等の学び直しの支援のための雇用保険制度の見直し

・非正規雇用労働者である若者等がキャリアアップ・キャリアチェンジできるよう、資格取得等につながらざる自発的な教育訓練の受講を始め、社会人の学び直しを促進するために雇用保険制度を見直す。労働政策審議会等で検討を行い、次期通常国会への改正法案の提出を目指す。あわせて、従業員の学び直しプログラムの受講を支援する事業主への経費助成による支援策を講ずる。

④女性の活躍推進

○女性のライフステージに対応した活躍支援

・インターンシップやトライアル雇用制度の活用、マザーズハローワークの充実等による再就職に向けた総合的な支援、母子家庭の母等への就業支援、社会人の学び直し支援等を行うほか、資金調達や経営ノウハウの支援等により、地域に根差したもものから世界にチャレンジするものも含め、女性の起業等を促進する。

⑤若者・高齢者等の活躍推進

・大学、大学院、専門学校等が産業界と協働して、高度な人材や中核的な人材の育成等を行う。オードナーモード型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するとともに、プログラム履修者への支援を行うなど、社会人の学び直しを推進する。また、高等専門学校について、地域や産業界との連携を深めつつ、社会や企業のニーズを踏まえた学科再編などを促進する。また、若者等の学び直しの支援のための奨学金制度の弾力的運用や雇用保険制度の見直し等を行う。

⑦グローバル化等に対応する人材力の強化

○産業界のニーズに対応した学び直し機会の拡大

・社会人の学び直し支援を実施する【再掲】。

「経済財政運営と改革の基本方針」及び「若者・女性活躍推進プログラム提言」(抄)

経済財政運営と改革の基本方針 (平成25年6月14日閣議決定)

第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現

3. 教育等を通じた能力・個性を発揮するための基盤強化

(4) 若者・高齢者等の活躍推進、セーフティネットの整備

大学等の就職活動システムの見直し、民間の知恵を活用したキャリア教育充実、中小企業・小規模事業者の魅力発信、企業ニーズに即した社会人の学び直し、ハローワークにおける積極的民間活用、起業しよととする若者への支援等により、若者の活躍を推進する。

行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への大胆な政策転換、民間人材ビジネスの活用等により、成熟分野から成長分野に失業なき労働移動を進める。

また、中小企業・小規模事業者への支援を図りつつ最低賃金引上げに努めるほか、柔軟で多様な働き方が可能となる制度見直し、産業構造の変化に伴う学び直しの拡大や教育内容の見直し、民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化等を進める。

これらの取組等により、若者、高齢者等、国民一人ひとりが自分の能力を最大限発揮できる職に就けるようにするなど、その活躍を推進する。

自助・自立を第一に、共助と公助を組み合わせ、障害者を含め弱い立場の者には必要なセーフティネットを整備することで、自立できる安心を提供し、意欲ある全ての人々が就労などにより社会参加できる環境を整備する。

若者・女性活躍推進プログラム提言 (平成25年5月19日)

II. 若者の活躍推進のための提言

4. 企業のニーズに即した社会人の学び直し

また、②プログラムの履修を支援するため、奨学金の活用、雇用保険制度の見直しによる社会人への支援措置の実施、キャリア形成促進助成金等によるフリーター等の非正規雇用を含む従業員への学び直しプログラムの受講を支援する事業主への手厚い経費助成等の支援策を講じる。

社会人の学び直し支援
～人材強化の観点からの雇用保険制度の見直し（検討）等～

社会人への支援
～雇用保険制度の見直し～

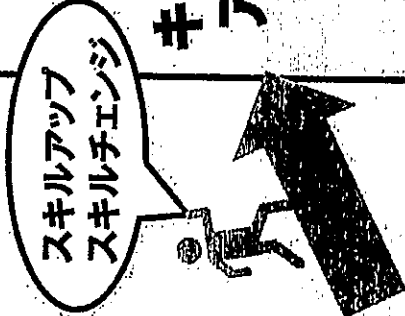
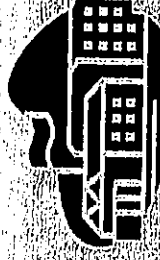
- 若年者等の学び直しに対する支援措置の実施
- 非正規雇用労働者等のキャリアアップのための自発的な教育訓練（資格取得）に対する支援措置の実施

学び直しプログラム

※ 文部科学省や経済団体等と連携して検討されたカリキュラムも含まれる

キャリアアップ

円滑な労働移動

社会人

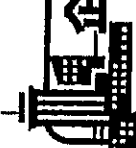

離職者

在職者



企業

在職者

企業への支援

従業員の学び直しプログラムの受講を支援する事業主への手厚い経費助成の実施



求職者支援制度に関する今後の検討の視点

検討規定(求職者支援法附則第13条)

第13条 政府は、この法律の施行後三年を目的として、この法律の施行の状況等を勘案し、特定求職者の就職に関する支援施策の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 前項の特定求職者の就職に関する支援施策の在り方についての検討を行うに当たっては、その支援施策に要する費用の負担の在り方について速やかに検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

今後、制度の内容について見直しを検討するにあたっては、以下のような視点が必要。

- 1 制度が特定求職者に十分に認知され、訓練受講につながっているか。
- 2 特定求職者の就職に必要な訓練が、質・量ともに確保されているか。
- 3 訓練期間中の生活支援が、特定求職者の訓練受講や就職に役立っているか。
- 4 制度の利用が、安定した就職につながっているか。等

求職者支援制度について

求職者支援制度の趣旨・目的

- 雇用保険を受給できない求職者に対し、
 - ・ 訓練を受講する機会を確保するとともに、
 - ・ 一定の場合には、訓練期間中に給付金を支給し、
 - ・ ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、その早期の就職を支援するもの。
- 就職につながる制度となるよう、適正な訓練設定と厳しい出席要件、ハローワークへの来所を義務付け

対象者

- ・ 雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者、適用がなかった者
- ・ 学卒未就職者、自営廃業者等

などが具体的な対象

訓練

- 成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた地域職業訓練実施計画を策定し、民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を認定。訓練実施機関には、就職実績も加味(実践コースのみ)した奨励金を支給。

給付金

- 訓練受講中、一定の要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金(月10万円+交通費(運賃相当額))を支給。不正受給については、不正受給額(3倍額まで)の返還・納付のペナルティ。

訓練受講者に対する就職支援

- ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成。訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫してハローワークが中心となり、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、定期的な来所を求めて(必要に応じ担当者制で)支援。

「求職者支援制度」創設の経緯

背景

厳しい雇用失業情勢の下、非正規労働者や長期失業者が増大する等労働市場が変化

- 非正規の雇用者は、雇用者全体の約3分の1
- 失業者に占める長期失業者の割合は、すう勢的に上昇



雇用保険を受給できない方々に対する新たなセーフティネットが必要



「緊急人材育成・就職支援基金」(一般会計)を創設し、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行う「緊急人材育成支援事業」を平成21年7月から実施。(平成21年度第1次補正予算で措置)

※「緊急人材育成支援事業」に係る予算額は4,784億円。うち1,904億円を平成21年度第2次補正予算で返納。平成22年度第1次補正予算で事業実施期間を延長するとともに、990億円追加。

平成23年9月末までの
時限措置



「緊急人材育成支援事業」の実施状況も踏まえ、労働政策審議会(雇用保険部会及び職業能力開発分科会)での議論を経て、恒久制度を創設 = 求職者支援制度

検討の過程

平成22年12月 財源について決着(国家戦略担当大臣、財務大臣、厚生労働大臣の三大臣合意)

※雇用保険の附帯事業として位置付け、国庫は1/2(当分の間×55%)負担すること

※緊急人材育成支援事業の残額については、求職者支援制度にこれを活用すること

平成23年1月 労働政策審議会とりまとめ(建議)

平成23年2月 法案提出 → 平成23年5月法案成立、10月～施行

検討規定(求職者支援法附則第13条)

第13条 政府は、この法律の施行後三年を目的として、この法律の施行の状況等を勘案し、特定求職者の就職に関する支援施策の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 前項の特定求職者の就職に関する支援施策の在り方についての検討を行うに当たっては、その支援施策に要する費用の負担の在り方について速やかに検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2012年度 職業能力開発分科会における目標と実績評価について

①ニートの縮減（サポステによるニートの就職等の進路決定者数）について

サポステ（地域若者サポートステーション）の支援による就職等進路決定者数は、2012年度の目標12,000人に対して、実績は14,713人となっており、目標を上回る実績となった。

年度目標を上回った主な要因は、個々のサポステのスキルが向上し、サポステの箇所数の増加と相まったためと考えられる。

今年度は、サポステの設置箇所を44箇所増やして160箇所とするとともに、サポステ・学校連携推進事業や若年無業者等集中訓練プログラムを開始するなど、サポステの機能強化を図ってニート等の進路決定に貢献する体制を整え、引き続き目標の達成を図る。

②ジョブ・カード新規取得者数について

ジョブ・カード新規取得者数は、2012年度の目標32.8万人に対して、実績は18.4万人となっており、目標を下回る実績となった。

年度目標を下回った主な要因は、ジョブ・カード取得者数の大半が、訓練受講者であり、一般求職者等への普及が進まなかったためと考えられる。

今年度は、訓練受講者に限らず、より幅の広い方にジョブ・カードの普及を図ることが重要である。

このため、ジョブ・カード制度推進事業の実施、ジョブ・カードを採用面接等の際の応募書類として積極的に活用する「ジョブ・カード普及サポーター企業」の開拓、学生用ジョブ・カードを活用した中小企業の採用活動等の調査研究事業を実施し、目標の達成を図る。

③公共職業訓練（離職者訓練）の就職率について

公共職業訓練（離職者訓練）の就職率は、2012年度の目標は施設内訓練が80%、委託訓練が65%に対して、実績は施設内訓練が80.6%、委託訓練が67.4%となっており、目標を上回る実績となった。

年度目標を上回った主な要因は、委託訓練の就職支援の強化や労働局、都道府県、高齢・障害・求職者雇用支援機構の関係機関が連携した就職支援の強化に向けて取り組んだためと考えられる。

今年度は、就職支援の強化を図るため、引き続き、求人・求職者のニーズに合致した訓練の設定、訓練実施機関・ハローワーク等との連携による就職支援等の取組を実施し、目標の達成を図る。

④求職者支援制度による職業訓練の就職率について

求職者支援制度による職業訓練の就職率は、2012年度の目標は基礎コースが60%、実践コースが70%に対して、実績は基礎コースが79.2%、実践コースが77.5%となっており、目標を上回る実績となった。

年度目標を上回った要因は、就職に資する訓練が設定されるよう、職業訓練実施計画で定めた上限値を上回る申請があった場合は、これまでの就職実績等が高いものから認定していることや、ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成し、ハローワークが中心となり、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、定期的な来所を求めながら就職支援をしていることなど、就職率の向上に資する仕組みを構築したためと考えられる。

一方で、受講者数が予算規模と比べて少なかったことなどを踏まえ、真に支援を必要としている方が制度を利用しているかどうか、就職率が目標を上回っているものの、制度の利用により安定した就職につながっているかなどについて、実施状況を把握する必要がある。

今年度は、引き続き、求人・求職者のニーズに合致した訓練の設定、ハローワークとの連携による就職支援、訓練実施機関及び訓練受講者による不正受給防止等の適正実施の確保等の取組を行う。また、労働政策審議会において、制度の内容についての見直しを議論する予定である。

⑤自己啓発を行っている労働者の割合について

自己啓発を行っている者の割合は、2012年度の目標は正社員が50%、非正社員が30%に対して、実績は正社員が47.7%、非正社員が22.1%となっており、昨年より上昇したものの、目標を下回る実績となった。

自己啓発を行わない主な要因は、「仕事が忙しくて自己啓発の余裕がない」とした労働者が多いことが挙げられる。

今年度は、円滑な労働移動が促進されることにより、自身が職業生活を設計する上で、自発的な能力向上のニーズが高まることが見込まれる。このため、労働者が適切に自己啓発を行えるよう、キャリア・コンサルティングの普及促進を図ると共に、労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援する教育訓練給付制度や、企業による労働者の自己啓発の支援を促進するキャリア形成促進助成金といった自己啓発を促進する経済的支援策の普及推進を引き続き行う。なお、今年度「学び直し」の支援等を検討するが、これが実現すれば、さらなる自己啓発への支援を行うことができる。

目標一覧(2013年度)

| 項目 | 2012年度実績 | 単年度目標 (2013年度) | 中期目標値 (2020年) |
|---|--|------------------------|---|
| ①ニートの縮減 サポステによる ニートの就職等進路 決定者数 | 14,713人 | 2万人 | 10万人 ※2011年度～2020年度の 10年間の総計 (参考:2012年度までの 総計26,878人) |
| ②ジョブ・カード取得者 | 18.4万人 ※新規取得者数 | 19.7万人 ※新規取得者数 | 300万人 ※2008年度～2020年度の 13年間の累計取得者数 (参考:2012年度までの 累計取得者数85.8万人) |
| ③公共職業訓練(離職者 訓練)の就職率 | 施設内訓練:80.6% (暫定値) 委託訓練:67.4% (暫定値) | 施設内訓練:80% 委託訓練:65% | 施設内訓練:80% 委託訓練:65% |
| ④求職者支援制度による 職業訓練の就職率 | 基礎コース:79.2% (暫定値) 実践コース:77.5% (暫定値) | 基礎コース:60% 実践コース:70% | — |
| ⑤自己啓発を行っている 労働者の割合 | 正社員:47.7% 非正社員:22.1% | 正社員:50% 非正社員:25% | 正社員:70% 非正社員:50% |

- サポステによるニートの就職等進路決定者数:地域若者サポートステーション利用者の就職等進路決定者数
- ジョブ・カード取得者数:ハローワーク等でキャリア・コンサルタントがジョブ・カードを交付した数
- 公共職業訓練の就職率:就職率は、目標設定年度の離職者訓練の修了者等(1か月以下のコースは除く。)に占める、訓練終了3か月後までに就職している者の割合

$$\text{公共職業訓練の就職率} = \text{就職者数} \div \text{修了者数}$$
- 求職者支援制度による職業訓練の就職率:就職率は、目標設定年度に開始した求職者支援訓練の修了者等(基礎コースは、他の訓練受講中の者及び受講が決定した者を除く。)に占める、訓練終了3か月後までに就職している者の割合

$$\text{基礎コースの就職率} = \text{就職者数} \div (\text{修了者数} - \text{次訓練受講中} \cdot \text{次訓練受講決定者数})$$

$$\text{実践コースの就職率} = \text{就職者数} \div \text{修了者数}$$
- 自己啓発を行っている労働者の割合:【厚生労働省「平成24年度能力開発基本調査」(調査対象年度は平成23年度)】常用労働者30人以上を雇用する事業所より無作為に抽出した事業所に雇用される常用労働者から、無作為に抽出した常用労働者のうち「自己啓発を行った」と回答した者の割合

2013 年度 目標設定における考え方

○サポステによるニートの就職等進路決定者数:20,000人

2012年度の実績に、翌年度の箇所数の伸び率(116→160箇所)などを勘案し、2013年度の目標を20,000人と設定。

○ジョブ・カードの新規取得者数:19.7万人

2020年までに累計取得者数300万人を目標としており、2012年度末で累計取得者数は85.8万人となっている。今後8年間において、毎年度、新規取得者数の実績を、前年度よりも約1割増加させることで、累計取得者数300万人の目標を達成する。そこで、2013年度の目標を19.7万人と設定。

○公共職業訓練(離職者訓練)の就職率:施設内訓練:80%、委託訓練:65%

2020年までの中長期的な目標(施設内訓練80%、委託訓練65%)を継続的に達成し続けることが重要であることから、昨年度に引き続き、施設内訓練80%、委託訓練65%と設定。

○求職者支援制度による職業訓練の就職率:基礎コース60%、実践コース70%

公共職業訓練(委託訓練)や緊急人材育成支援事業による訓練(基金訓練)(2011年度9月末で事業終了。)の就職率を踏まえ、基礎コース60%、実践コース70%と設定。

○自己啓発を行っている労働者の割合:正社員50%、非正社員25%

自己啓発を行った者の割合(正社員:47.7%(前回43.8%。前々回41.7%)、非正社員:22.1%(前回19.3%、前々回18.4%)の実績を踏まえ、達成可能性のある目標として、2013年度の目標を、「正社員:50%、非正社員:25%」と設定。

